

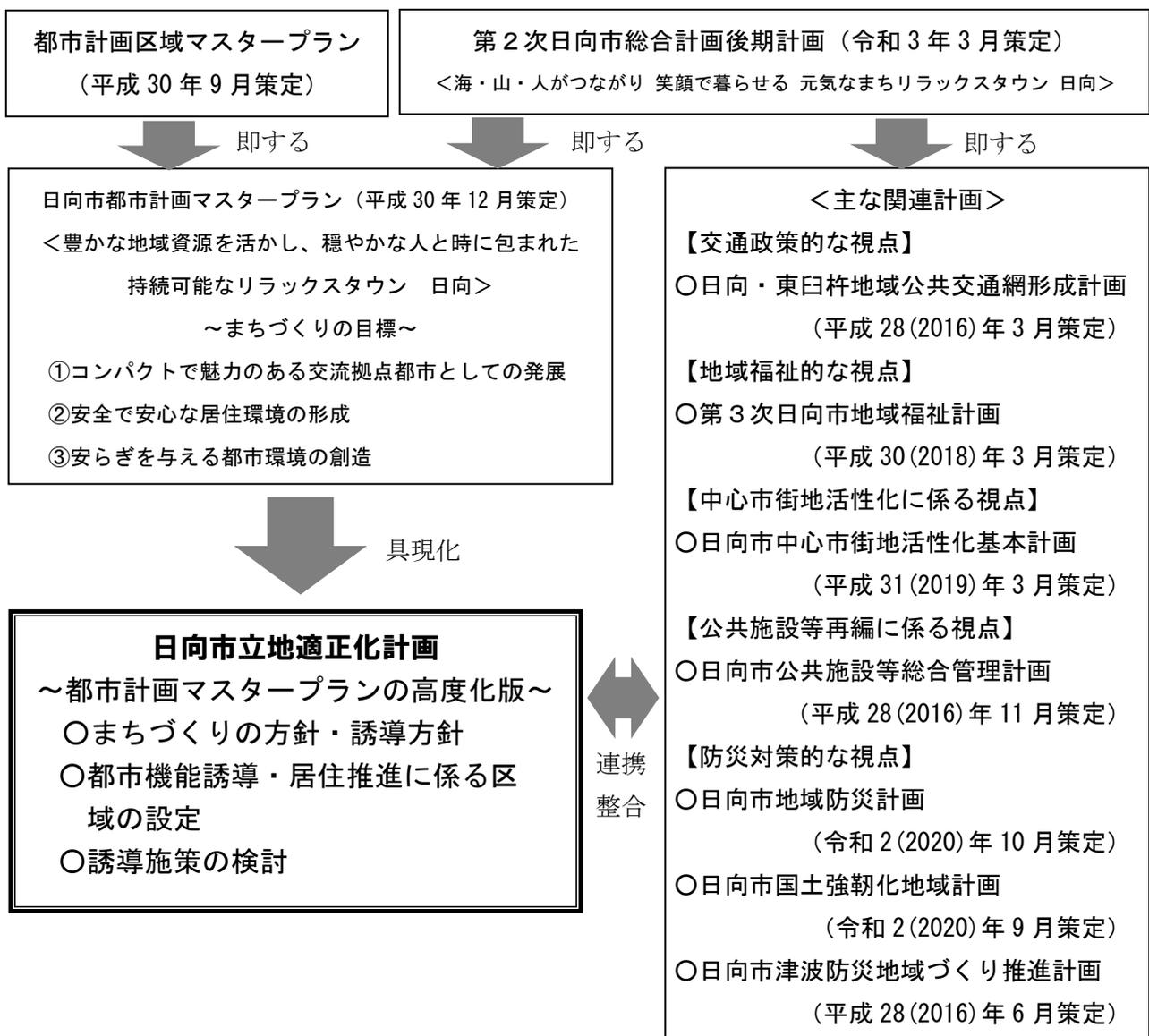
序章 本計画の概要

1. 目的

平成 26 年 8 月施行の改正都市再生特別措置法で制度化された「立地適正化計画」により、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に対応した「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを目標として、本市の現状把握を行い、地域特性を考慮した都市構造の将来像を検討し、必要となる機能、施設及び区域等を設定するため、日向市立地適正化計画を策定します。

2. 本計画の位置づけと関連計画との関係

本計画は、第 2 向日向市総合計画や日向市都市計画マスタープランを上位計画とし、特に都市計画マスタープランを具現化する計画として位置づけられます。他の関連計画とも連携・整合を図りながら、「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造の実現を目指します。



SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。

本市では、「第2次日向市総合計画後期基本計画」及び「第2期日向市総合戦略（重点戦略・アクションプラン）」の各施策分野にSDGsの目指す17の目標（ゴール）を関連付けることで、目指す将来像の実現とSDGsの目標の実現に総合的、一体的に取り組むこととしています。

本計画では、SDGsの17のゴールのうち、「11.持続可能な都市」の実現に向けて、関連する「3」、「8」、「9」、「13」、「17」についても連携して目標達成を推進していきます。

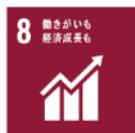


本計画で推進していくSDGsの目標



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3. 目標年次

本計画の目標年次は、日向市都市計画マスタープランに合わせ令和 17（2035）年度と定めます。

4. 対象区域

本計画における対象区域は都市計画区域を対象に、都市機能誘導区域や居住推進区域（居住誘導区域）の設定、具体的な施策の検討を行います。

5. 立地適正化計画で定める事項

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づき、次の事項を定めることとされています。

1) 居住誘導区域（※本計画では「居住推進区域」）

人口が減少しても必要な人口密度を維持することを目的として、利便性、快適性、安全性を考慮して決定する住宅等を誘導していく区域。

2) 都市機能誘導区域

市全体の生活利便性やにぎわいを持続的に確保するために、拠点性、安全性などを考慮して決定する医療・福祉・商業などの都市機能施設を誘導していく区域。

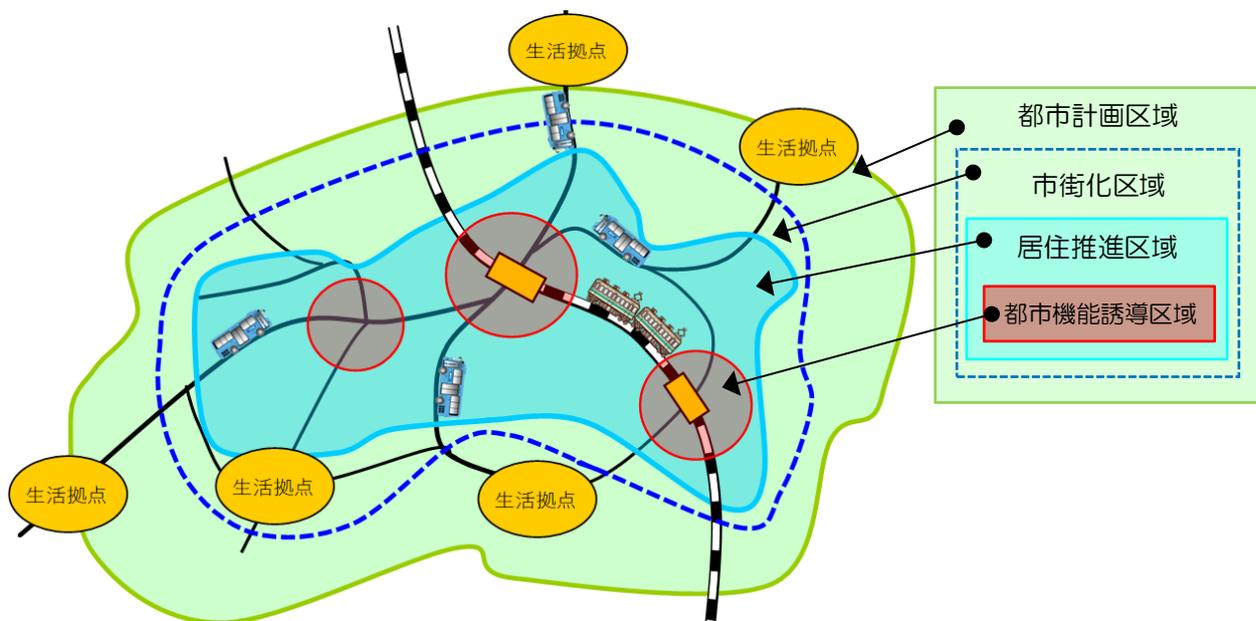
3) 誘導施策

都市機能誘導区域内へ誘導すべき都市機能施設の種類と、都市機能誘導区域及び居住推進区域内へ施設や住居等を立地・誘導していくための施策。

4) 防災指針

令和 2 年の都市再生特別措置法改正により、新たに立地適正化計画に位置づけることが義務付けられた指針で、居住推進区域及び都市機能誘導区域への立地・誘導に係る防災に関する施策。

■立地適正化計画のイメージ



出典：国土交通省資料をもとに一部修正

6. 日向市の都市計画

本市は、昭和 26(1951)年 4 月 1 日に富島町と岩脇村の合併により誕生し、昭和 30(1955)年 1 月 1 日の美々津町との合併を経て、平成 18(2006)年 2 月 25 日の東郷町との合併により、現在の宮崎県北の沿岸部に位置する市域面積 336km²、人口約 6 万人の市となり、重要港湾細島港を擁する港湾工業都市として発展を続けています。

本市の都市計画区域は、昭和 9(1934)年 2 月 7 日に富高町全域 6,927ha が都市計画法の適用を受けたことから始まり、その後の市町村合併により、昭和 26(1951)年には 10,050ha まで拡大しましたが、昭和 39(1964)年に「日向・延岡新産業都市」の指定を受けたことにより、昭和 44(1969)年に都市計画区域の絞り込みを行い 5,053.8ha となり、また、昭和 45(1970)年には、市街化区域と市街化調整区域の線引きを行っています。

その後、数回の区域変更を経て、現在の都市計画区域面積は 5,105ha であり、内訳は、市街化区域が 1,736ha、市街化調整区域が 3,369ha となっています。

平成 27(2015)年国勢調査時点の総人口は 61,761 人で、市全体面積の 5%である市街化区域内に、総人口の約 80%の 49,858 人が居住している状況にあります。

本市の都市計画区域図

